

## 第 2 回「地方が創る道路事業制度の検討会」議事概要

### （補助国道グループ）

「補助事業における要望枠の一体化」について

- ・ 要望枠の一体化は、長期的な視点で見れば、大規模事業を地方道で実施しようとした場合大きな魅力。
- ・ 離島など限られた地域で実施する事業はこのような制度は良い。
- ・ 地方部では改良率はほぼ同率となっており、どちらを重点化するか難しい。
- ・ 一体化要望となっても、地方道の採択要件の緩和が必要。

「小規模改良事業の交付決定単位の統合」について

- ・ 特殊改良は、1種と2種がメインであり、これらを分ける意味がない。
- ・ 橋梁補修など補修系も合わせて統合されると使い勝手がよい。
- ・ 将来整備計画がある箇所の緊急対策的位置づけで、暫定的整備が可能になると使いやすい。
- ・ 交付決定単位を1県1路線1箇所とすることで、事業が一路線に集中してしまうという懸念もあるが、実際は各路線で多くの要望を受けている現状でそういう心配はないと思われる。
- ・ 交付決定単位を統合すると事務費が減少する。

### （地方道グループ）

「地方道路整備臨時交付金の地方費部分に地方特定を適用」について

- ・ 地方特定の予算枠が変わるわけではないが、交付金に適用範囲が広がれば、交付金がかなり使いやすくなる。

「地方道路整備臨時交付金の国費率を引き上げる」について

- ・ 交付金事業の全体枠は変わらないので、ある事業の国費率が上がれば、別の事業の国費率または、事業量が減ることになる。
- ・ 現在の交付金制度は使い勝手が良いが、地域再生に限定すると縛りをつけることになり、使い勝手が悪くなるのではないか。ほとんどのパッケージが地域再生で読めるなら問題はない。
- ・ 事業量は減るが、全体の国費率を引き上げてもらったほうが、ありがたい。
- ・ 国費率を 10/10 にした場合、裏負担分の地方費が単独事業に充当できるかどうかは、財政部局の判断となる。地方の裁量が高まる一方で道路事業の縮小も予想される。

「交付金事業に全体設計制度を導入」について

- ・ 交付金事業のパッケージ内配分は、地方の裁量に任せられている。複数年度に跨る工事で、一括審査したものについては、次年度の重点的配分を担保できるよう要綱を修正する必要がある。
- ・ 工事より用地の方が需要があるので、用地費と金利分を交付して欲しい。

「国費率の年度間変動の導入」について

- ・ パッケージ内の調整が基本であるが、調整困難な場合は国全体で年度間の国費率を変動する必要がある。

## ( 街路グループ )

「踏切対策における支援制度の拡充」について

- ・ 踏切解消促進のため、事業の円滑な推進が可能となるよう、都市側への直接貸付等の支援制度の拡充が必要。さらには、連立事業の施行者を拡大するなど支援制度の拡充が必要。
- ・ 踏切対策として、暫定整備の必要性が高まっている。(歩行者、自転車の立体横断施設、踏切における遮断時間をコントロールする等の制御装置の設置)
- ・ 投資効果が成り立てば、暫定整備にも補助が得られるようにして欲しい。

「L R Tの導入促進に向けた支援制度の拡充」について

- ・ 軌道事業者の財政負担の軽減を図る支援制度の拡充が可能となれば、軌道事業者の事業意欲も高まり、整備の促進が図れる。

「景観・環境に要する費用についての包括的な支援制度の拡充」について

- ・ 街路周辺地区の検討を含めた広い範囲での支援が可能となれば、今後の街路空間の質的向上につながる。
- ・ 調査、計画、活動から事業実施まで、包括的に補助できる支援制度が望まれる。

「駅と駅前広場等を一体的に整備する事業制度の創設」について

- ・ 駅及び駅周辺地域は「まちの顔」として整備が必要であるが、複数の関係機関との計画や費用負担に関する協議・調整が課題となっている。
- ・ 駅と駅前広場等を一体的に整備できるようになれば、交通結節点周辺の整備が一層推進できる。

「例外規定の運用による既都市計画決定幅員での街路整備の推進」について

- ・ 旧道路構造令の規格で都市計画決定した街路について、新たに事業着手する際に、新道路構造令に適合した幅員への変更は地域への説明も困難なため、既都市計画決定のとおり整備したい。

- ・ 例外規定を適用することにより、対応が可能であれば地域の実情に応じた整備が可能となる。
- ・ 都市計画運用指針「道路構造令の適用」により、例外規定の運用が可能であることについて、改めて周知する必要がある。

「事業効果の早期発現のための事業認可の区域設定」について

- ・ 事業費や事業期間を考慮して、例えば短い区間でも事業認可区域の設定を認めてほしい。
- ・ 整備効果が発現できるのであれば、必要に応じて柔軟に事業認可区間の設定方法も可能である。

## **(交通安全グループ)**

第1回の検討結果について報告・確認